

議案 1

1 基本計画書内容（提出年月日 平成 28 年 3 月 2 日：根拠条文：条例 3－1）

名称（新築等の区分）	（仮称）ドラッグコスモス氷上店 （新築）		
所在地	丹波市氷上町市辺字萱原 49 番 1 ほか		
事業者	株式会社コスモス薬品		
施設の用途	医薬品等販売		
開店年月日、 着工年月日	平成 29 年 1 月頃 平成 28 年 6 月頃		
施設面積 （広域土地利用プログラム対象面積）	2,054 m ²		
物品販売業を営む店舗の面積	1,703 m ²		
飲食店、映画館等面積	0 m ²		
延床面積、敷地面積	2,054 m ² 、 5,923 m ²		
用途地域 他	無指定地域（非線引き区域）		
駐車場の収容台数	70 台(全体台数 85 台) (≧指針値 68 台)		
	夜間駐車場の利用制限	無	制限後台数
営業時間	午前 10 時 ～ 午後 10 時		

2 重要事項

（1）まちづくりに関する計画との整合に関する事項

県の判断	適
------	---

大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関する計画との整合性

- 計画地は、丹波市都市計画マスタープランにおいて、全市的・広域的な拠点市街地として位置づけられているため、当該施設の立地は土地利用方針に沿った計画である。
- 計画地の用途地域は非線引きの無指定地域で、上限面積は10,000m²であり、かつ広域土地利用プログラムの適用外である。当該計画は10,000m²を下回る床面積で計画している。
- 以上により、本計画は市及び県のまちづくりに関する計画に整合している。

(2) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車場に関する事項

【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数68台に対し、来客用駐車台数を70台確保する。

$$[指針式] 1.703 \text{千} \text{m}^2 \times 1,049 \text{人/千} \text{m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.4\% \times \text{分担率} 80\% \div \text{平均乗車人員} 2.0 \\ \times \text{平均駐車時間係数} 0.656 \approx 68 \text{台}$$

② 道路交通への影響に関する事項

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ピーク1時間あたりの来店自動車台数

$$[指針式] 1.703 \text{千} \text{m}^2 \times 1,049 \text{人/千} \text{m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.4\% \times \text{分担率} 80\% \div \text{平均乗車人員} 2.0 \approx 103 \text{台}$$

○商圈（店舗を中心に半径2km）を6方面①～⑥に分け、各方面別の世帯数比で103台/hを各地域からの経路に配分する。

ゾーン	世帯数 (世帯)	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
①	598	22.8	23
②	349	13.3	14
③	647	24.7	25
④	282	10.8	11
⑤	243	9.3	10
⑥	499	19.1	20
計	2,618	100.0	103

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価及び対策

- 現況交通量調査〔平成28年1月28日(木)、1月24日(日)、3月7日(月)、3月6日(日)〕に上記で算出した発生台数103台を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。
- 信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。
- いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※網かけは最大値を示す。

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
地点1 (市辺南交差点)	0.351	0.251	0.386	0.287	
	0.32	0.24	0.33	0.26	北流入直左
	0.06	0.04	0.07	0.04	北流入右折
	0.41	0.30	0.44	0.34	南流入直左右
	0.36	0.26	0.41	0.30	西流入直左右
平：17時台	0.01	0.00	0.01	0.00	東流入直左右
休：15時台					
地点2 (氷上インター前交差点)	0.352	0.221	0.352	0.241	
	0.28	0.24	0.33	0.28	北流入直左
	0.23	0.12	0.25	0.13	北流入右折
	0.37	0.25	0.37	0.25	南流入左折
	0.23	0.22	0.28	0.26	南流入直右
	0.41	0.22	0.41	0.22	西流入直左
	0.51	0.61	0.51	0.61	西流入右折
	0.08	0.06	0.08	0.06	東流入直左右
平：17時台					
休：15時台					

調査地点	現 況		予 測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
地点3 (稲継交差点) 平：17時台 休：14時台	0.55	0.54	0.59	0.57	
	0.60	0.57	0.65	0.62	北流入直左
	0.47	0.49	0.52	0.54	北流入右折
	0.59	0.54	0.60	0.55	南流入直左
	0.35	0.32	0.35	0.32	南流入右折
	0.56	0.57	0.57	0.59	西流入直左
	0.28	0.41	0.28	0.41	西流入右折
	0.62	0.57	0.62	0.57	東流入直左
	0.24	0.25	0.29	0.31	東流入右折

ウ 無信号交差点（出入口）における交通処理検討

- 信号機のない交差点の交通容量の計算法（西ドイツの計算法）により評価
- 評価は「遅れなし」、「平均」、「小」となっており交通への影響は軽微であると考えられる。

（主道路：県道青垣柏原線、従道路：場内）

出入口	主道路→従道路（出入口②からの入庫）		従道路→主道路（出入口①からの出庫）	
	平日（17時台）	休日（16時台）	平日（17時台）	休日（15時台）
交通容量	730	830	170	250
将来実交通量	60	60	43	43
余裕交通容量	670	770	127	207
指 標	遅れなし	遅れなし	平均	小

（3）道路以外の公共施設への影響に関する事項

県の判断	適
------	---

当該大規模集客施設の敷地から概ね500m以内にある公園、緑地、下水道、河川等の道路以外の公共施設に対する影響

- 計画地の周辺に影響を与える公共施設はない。

（4）景観形成に関する事項

県の判断	適
------	---

当該大規模集客施設の立地する地域における伝統的景観、自然景観、街並みなど景観に関する配慮及び公的計画（市町の景観に関する条例、建築協定、緑化協定等）の有無

- 兵庫県「景観の形成等に関する条例」及び「屋外広告物条例」、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」の基準を遵守し、周辺の景観との調和に配慮した計画とする。

[敷地緑化]

◇必要緑化面積：5,923 m²（敷地面積）× 10% [まちの区域] = 592.3 m²

◇計画緑化面積：593.39 m²（敷地緑化）> 592.3 m²

3 条例第4条第1項の規定による関係行政機関からの意見

意見内容	事業者の対応	県の対応
<p>[丹波市] (都市計画の観点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本計画地は、都市計画区域内の非線引き区域です。また、「丹波市都市計画マスタープラン」において、全市的・広域的な拠点市街地として位置付けられた地域であり、平成28年4月1日より特定用途制限地域(商業・業務・サービス地区)の指定を行っていますが、計画予定の建築物については規制の対象となりません。 <p>(その他の意見)</p> <p>1 繁忙期等における交通誘導員の配置等について</p> <p>敷地内からの出入庫方法について、敷地内掲示や看板、路面標示等による案内誘導を行い、安全対策の徹底を図ってください。特に開店時や売り出し期間など繁忙期には交通誘導員を配置して、周辺の交通に支障が出ないように適切に対処してください。</p> <p>(理由)</p> <p>繁忙期には交通事故の危険性が高まるため、出入庫の安全対策が必要と考えられます。また、実質は柏原方面から相当数の来店があると予測されるため、主要道路沿道等への案内誘導看板の設置が必要と考えられます。</p> <p>2 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存商業施設との相乗効果を発揮し、共存できる形で商業の活性化が図られるよう、関係者の意見や要望を最大限取り入れた計画となるよう配慮してください。 	<p>[丹波市] (都市計画の観点)</p> <ul style="list-style-type: none"> — <p>(その他の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 駐車場内には掲示や看板、路面標示等によって、案内誘導を行います。また、オープン時や多客の予想される繁忙時には出入口に交通整理員を配置し、スムーズな出入庫に努めます。 地元商業団体等からのご要望について、前向きに検討させていただきます。 	<p>事業者から対応する旨の回答があり、意見を有しない。</p>
<p>[兵庫県警交通規制課]</p> <p>1 案内誘導看板等の設置について</p> <p>案内誘導看板の設置箇所については、事前に丹波警察署長と調整されたい。</p> <p>2 来退店経路について</p> <p>来退店経路を周知するよう広報を徹底されたい。</p> <p>3 店舗出入口への交通整理員の配置について</p> <p>繁忙日等については、交通整理員を配置し、交通の安全を確保されたい。</p>	<p>[兵庫県警交通規制課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 案内誘導看板を設置する際には、事前に丹波警察署と調整します。 来退店経路については、オープン時のチラシ掲載や店内掲示によってお客さまに周知します。 オープン時や多客の予想される繁忙時には出入口に交通整理員を配置します。 	<p>事業者の対応は妥当であると判断し意見を有しない。</p>

[都市政策課]

- ・兵庫県まちづくり基本条例による事業者の責務に基づき、地域と一体となったまちづくりを進める観点から、今後とも地元との十分な話し合いによる事業の展開を求める。
- ・福祉のまちづくり条例では、新築建築物はバリアフリーに関する整備基準に適合させ、既存建築物は適合に努めなければならない。また、新築・既存にかかわらず、敷地内建築物の延べ面積が 10,000 m²以上あれば、バリアフリー情報を公表しなければならないので、留意していただきたい。

[景観形成室]

- ・本計画は兵庫県の景観の形成等に関する条例、屋外広告物条例及び緑豊かな地域環境の形成に関する条例が適用されます。
- ・各種法令における基準等を遵守するとともに、届出等必要な手続きを適切に行ってください。

当該地域の色彩基準は、R・YR・Y系では彩度4以下、それ以外では彩度2以下となっています。

建物外観にアクセントカラーとして基準を超える色彩を使用する場合には、見付面積の20分の1以下の範囲内に抑え、周辺景観との調和に努めてください。

[総合治水課]

- ・当該開発行為により雨水の流出量が増加すると認められる場合には、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池の設置に努めるようお願いいたします。（総合治水条例第10条）
- ・住宅、店舗その他の小規模な建物又は工作物の所有者等は、雨水の簡易な貯水槽を設置する、駐車場を透水性舗装にする等、建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備える努力をお願いいたします。（総合治水条例第21条）
- ・今回、計画区域が浸水想定区域に含まれているため、建物又は工作物の所有者等は、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水

[都市政策課]

- ・近隣の方へは、事前説明します。また、開業後においても、何か問題が発生すれば、解決に向け誠意をもって対応します。
- ・福祉のまちづくり条例を遵守します。なお、本施設の延床面積の合計が10,000 m²未満です。

[景観形成室]

- ・兵庫県の景観の形成等に関する条例、屋外広告物条例及び緑豊かな地域環境の形成に関する条例の基準を遵守し、必要な手続きを行います。

[総合治水課]

- ・敷地内に貯留槽を設け、雨水の流出を抑制します。また、電気設備(キュービクル)は、床を少し高くし、浸水による被害を軽減する耐水機能の維持に努めます。

による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持に努めるようお願いいたします。（総合治水条例第44条）

[総合農政課]

- ・店舗の設置により、周辺農地での営農作業及び営農条件に支障が生ずることのないよう配慮すること。なお、開設後に周辺農地において、営農上支障が生ずることが明らかになった場合は、当該支障の除去等のための措置を講ずること。

[農地調整室]

- ・計画区域内には農地が存していることから、事前に、農地法（昭和27年法律第229号）第5条に基づく、農地等の転用のための権利移動に関する知事の許可が必要となる。ついては、事前に丹波市農業委員会及び県丹波農林振興事務所あて相談のうえ、許可申請手続を行われたい。なお、周辺農地の営農に支障を来たすことのないよう、留意されたい。

[道路保全課]

- ・県道青垣柏原線の道路区域内において、道路工事等を行うに際しては、事前に協議のうえ、道路法に基づいて必要な手続を行うこと。
- ・県道青垣柏原線の一般通過交通に影響のないよう、来退店者に対し、左折入出庫の誘導を徹底すること。

[総合農政課]

- ・周辺農地での営農作業及び営農条件に支障が生ずることのないよう計画します。また、開設後、店舗の影響によって、営農上支障が生ずることが明らかになった場合は、当該支障の除去等のための対策を検討します。

[農地調整室]

- ・農地法第5条に基づく、転用の許可手続を行います。また、事前に丹波市農業委員会及び県丹波農林振興事務所と事前に協議し、必要な許可申請手続を行います。周辺農地の営農に支障を来たすことのないよう、計画します。

[道路保全課]

- ・県道青垣柏原線の道路区域内において、道路工事等を行う際には、事前に協議し、道路法に基づいて必要な手続を行います。
- ・駐車場への案内は、本来、左折入庫の方が良いと考えております。しかし、本施設の案内経路は、次に示す理由から右折入庫の案内にしたいと考えております。
 - ◇地元自治会からは、市辺集落内の狭隘な道路へ来退店客車両を進入させないよう求められております。迂回ルートを設定すれば、ショートカット等による進入の可能性が高くなります。
 - ◇左折入出庫の案内とした場合、北方面への退店車両は、交通量の多い稲継交差点や本郷口交差点を経由することになります。
 - ◇計画地前面の県道の中央線は、白色点線（はみ出し可）となっております。

<p>[経営商業課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丹波県民局、丹波市の意見を踏まえ立地してください。なお、近隣の商業施設から要望が出た場合、なるべくそれに添った計画をしてください。 <p>(丹波県民局の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件に関する反対運動や市行政への要望活動は見受けられないが、近隣（柏原・氷上地区）に4件（同社柏原店を含む）のドラッグストアチェーン店が出店しており、店舗形態の競合により既存店への影響が懸念される。 <p>[建築指導課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第29条第1項に基づく開発許可について、丹波土木事務所まちづくり建築課と協議・調整の上、所要の手続きを行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇県道青垣柏原線の入口前（北行き車線）の片側車道副員は、路側帯を含め約5.2mあり、右折の来店客車両が停車した場合でも、後続車両が通過することが可能です。 ◇「信号機のない交差点の交通容量の計算」による検証では、入庫が平・休日ともに遅れなし。出庫が平日：平均、休日：小と、処理可能という評価になっております。 ◇オープン時や繁忙時には交通整理員を配置し、スムーズな入出庫と安全確保に努めます。 ◇案内経路については、丹波警察署や地元自治会へ事前説明し、ご理解いただいております。 <p>[経営商業課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元商業団体等からのご要望について、前向きに検討させていただきます。 <p>[建築指導課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丹波土木事務所まちづくり建築課と協議の上、都市計画法第29条第1項に基づく開発許可手続きを行います。 	
--	--	--

4 条例第4条第2項の規定による知事の意見(案)

<p>県の意見の有無</p>	<p>有しない。</p>
<p>付帯事項の有無</p>	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 営業時間内に荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来店客の安全確保に努めること。 2 繁忙時は、駐車場出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な入出庫を図ること。 3 建築物や屋外広告物については、周辺環境にふさわしい外観及び形態に配慮したものとするとともに、グラスパーキングの導入等による敷地内の積極的な緑化や、緑地の適切な維持管理に努めること。また、緑地の計画については、位置や樹種に配慮した効果的な修景緑化に努めること。

議案2

1 基本計画書内容（提出年月日 平成 28 年 3 月 18 日：根拠条文：条例 3－1）

名称（新築等の区分）	(仮称) ドラッグコスモス鶴店 (新築)		
所在地	揖保郡太子町鶴 1142-1 ほか		
事業者	株式会社コスモス薬品		
施設の用途	医薬品等販売		
開店時期、 着工時期	平成 29 年 3 月頃 平成 28 年 7 月頃		
施設面積 (広域土地利用プログラム対象面積)	2,055 m ²		
物品販売業を営む店舗の面積	1,699 m ²		
飲食店、映画館等面積	0 m ²		
延床面積、敷地面積	2,055 m ² 、 4,498 m ²		
用途地域 他	第一種住居地域、第一種中高層住居専用地域		
駐車場の収容台数	70 台 (全体台数 104 台) (≧指針値 67 台)		
	夜間駐車場の利用制限	無	制限後台数
営業時間	午前 10 時 ～ 午後 9 時 45 分		

2 重要事項

(1) まちづくりに関する計画との整合に関する事項

県の判断	適
------	---

大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関する計画との整合性

- 計画地は、太子町都市計画マスタープランにおいて都市拠点と位置付けられており、都市活動の中心としての役割に加え、快適性、利便性を享受できる生活複合地とされているため、当該施設の立地は土地利用方針に沿った計画である。
- 当該施設が計画されている地域は、広域土地利用プログラムの「商業ゾーン以外の地域」に位置付けられており、新築できる床面積は6,000m²だが、当該計画はこれを下回る計画としている。
- 以上により、本計画は市及び県のまちづくりに関する計画に整合している。

(2) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車場に関する事項

【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数67台に対し、来客用駐車台数を70台確保する。なお、従業員駐車場については別途8台確保する。

$$〔指針式〕 1.699 \text{千} \text{m}^2 \times 1,049 \text{人/千} \text{m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.4\% \times \text{分担率} 80\% \div \text{平均乗車人員} 2.0 \\ \times \text{平均駐車時間係数} 0.656 \approx 67 \text{台}$$

② 道路交通への影響に関する事項

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ ピーク 1 時間あたりの来店自動車台数

$$〔指針式〕 1.699 \text{千} \text{m}^2 \times 1,049 \text{人/千} \text{m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.4\% \times \text{分担率} 80\% \div \text{平均乗車人員} 2.0 \approx 103 \text{台}$$

○ 商圏（店舗を中心に半径1.0km）を7方面①～⑦に分け、各方面別の世帯数比で103台/hを各地域からの経路に配分する。

ゾーン	世帯数 (世帯)	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
①	1,288	36.9	38
②	227	6.5	7
③	741	21.2	22
④	330	9.5	10
⑤	213	6.1	6
⑥	515	14.7	15
⑦	179	5.1	5
計	3,493	100.0	103

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価及び対策

- 現況交通量調査〔平成27年7月21日(火)、7月20日(月・祝)、平成28年3月28日(月)、3月27日(日)〕に上記で算出した発生台数103台を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。
- 信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。
- いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※網かけは最大値を示す。

調査地点	現況		予測①		予測② (近隣他店舗上乘せ)		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	
地点1 (鵜北ノ町交差点)	0.28	0.28	0.33	0.34	0.37	0.35	
	0.32	0.26	0.36	0.30	0.41	0.35	北西流入直左右
	0.26	0.30	0.33	0.36	0.34	0.37	南東流入直左右
	0.08	0.03	0.09	0.04	0.09	0.04	西流入直左右
平：17時台 休：15時台	0.27	0.30	0.38	0.42	0.38	0.42	東流入直左右

調査地点	現況		予測①		予測② (近隣他店舗上乘せ)		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	
地点1 (鵜北ノ町交差点) 【交差点改良後】 平：17時台 休：15時台	/		0.32	0.29	0.36	0.32	
			0.34	0.28	0.39	0.34	北西流入直左
			0.00	0.00	0.00	0.00	北西流入右折
			0.25	0.29	0.25	0.29	南東流入直左
			0.06	0.06	0.07	0.06	南東流入右折
			0.09	0.04	0.09	0.04	西流入直左右
			0.38	0.42	0.38	0.42	東流入直左右
地点2 (鵜交差点) 平：18時台 休：15時台	0.54	0.50	0.57	0.54	0.62	0.59	
	0.54	0.67	0.61	0.75	0.79	0.95	北流入直左右
	0.38	0.45	0.39	0.47	0.56	0.66	南流入直左右
	0.57	0.44	0.59	0.45	0.59	0.45	西流入直左
	0.11	0.08	0.11	0.08	0.12	0.08	西流入右折
	0.43	0.42	0.43	0.42	0.46	0.45	東流入直左
	0.29	0.28	0.30	0.29	0.30	0.29	東流入右折

ウ 駐車場出入口の交通容量の検討

- 信号機のない交差点の交通容量の計算法（西ドイツの計算法）により評価
- 出入口②の評価は「遅れなし」「非常に小」となっており交通への影響は軽微であると考えられる。

(主道路：町道北ノ町松ヶ所下線)

出入口	町道北ノ町松ヶ所下線→出入口② (右折入庫)		出入口②→町道北ノ町松ヶ所下線 (右折出庫)	
	平日(17時台)	休日(16時台)	平日(17時台)	休日(16時台)
交通容量	1,060	1,080	602	613
将来実交通量	7	7	50	50
余裕交通容量	1,053	1,073	552	563
指 標	遅れなし	遅れなし	非常に小	非常に小

(3) 道路以外の公共施設への影響に関する事項

県の判断	適
------	----------

当該大規模集客施設の敷地から概ね500m以内にある公園、緑地、下水道、河川等の道路以外の公共施設に対する影響

- 計画地の周辺に影響を与える公共施設はない。

(4) 景観形成に関する事項

県の判断	適
------	---

当該大規模集客施設の立地する地域における伝統的景観、自然景観、街並みなど景観に関する配慮及び公的計画（市町の景観に関する条例、建築協定、緑化協定等）の有無

- 「兵庫県景観の形成等に関する条例」及び「兵庫県屋外広告物条例」の基準を遵守し、周辺の景観との調和に配慮した計画とする。
- 「環境の保全と創造に関する条例」を遵守し、緑化基準に従い敷地の緑化を行う。

[敷地緑化]

◇必要緑化面積：4,498 m²（敷地面積）×（100%-建ぺい率 60%）×50%= 899.6 m²

◇計画緑化面積：901 m²（平面：453 m²、壁面：448 m²） > 899.6 m²

3 条例第4条第1項の規定による関係行政機関からの意見

意見内容	事業者の対応	県の対応
<p>[太子町] (都市計画の観点) 計画地は、太子町都市計画マスタープランにおいて都市拠点と位置づけており、都市活動の中心としての役割に加え、快適性、利便性を享受できる生活複合地としています。また兵庫県の広域土地利用プログラムにおいても準広域商業ゾーンとした鶴交差点周辺ゾーンに近接し、賑わいの創出をするべき位置づけとなっています。町内の主要道路のひとつである国道179号線に面しており、また当該路線は都市計画道路龍野線として拡幅事業が展開されています。</p> <p>本件は従前立地していた商業施設の跡地利用であり、日用品の購入に地域住民の期待に応えることができる沿道施設と考えます。</p> <p>施設計画では建物配置や緑地の確保により周辺の住環境に与える影響を最小にする配慮がみられるため、本町の土地利用計画に反するものとは認められず、支障がないと判断します。</p>	<p>・ -</p>	<p>意見を有しない。</p>
<p>[兵庫県警交通規制課] 1 案内誘導看板等の設置について 案内誘導看板の設置箇所については、事前にたつの警察署長と調整されたい。 2 来退店経路について (1) 来退店経路を周知するように広報を徹底されたい。 (2) 国道179号からの右折来退店防止対策を検討されたい。</p>	<p>[兵庫県警交通規制課] ・案内誘導看板を設置する際には、事前にたつの警察署と調整します。 ・来退店経路については、オープン時のチラシ掲載や店内掲示によってお客さまに周知します。 ・出入口への看板設置、店内掲示、繁忙時の交通整理員の配置によって、左折入出庫の周知徹底に努めます。</p>	<p>事業者から対応する旨の回答があり、意見を有しない。</p>

<p>3 店舗出入口への交通整理員の配置について</p> <p>(1) 繁忙日等については、交通整理員を配置し、交通の安全を確保されたい。</p> <p>(2) 出入口②が接続する町道北ノ町松ヶ下線は通学路の指定となっていることから通学時間帯における学童保護対策（事故防止対策）を検討されたい。</p> <p>4 国道 179 号の道路整備に関すること</p> <p>国道 179 号が道路改良される予定であることから、改良後の道路計画に基づき、次の点についても合わせて検討を行うこと。</p> <p>(1) 敷地南西角信号交差点については、国道側に右折車線が付加されることから、付加車線区間及び減速車線部分に出入口を設けないこと。</p> <p>(2) 現在予定されている出入口①は導流帯に接近していることから、右折入庫対策として導流帯にポストコーンを設置すること。</p> <p>[都市政策課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 m²以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意していただきたい。また、新築又は増築等に係る建築面積が 1,000 m²以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出すること。 兵庫県まちづくり基本条例による事業者の責務に基づき、地域と一体となったまちづくりを進める観点から、今後とも地元との十分な話し合いによる事業の展開を求める。 福祉のまちづくり条例では、新築建築物はバリアフリーに関する整備基準に適合させ、既存建築物は適合に努めなければならない。また、新築・既存にかかわらず、敷地内建築物の延べ面積が 10,000 m²以上あれば、バリアフリー情報を公表しなければならないので、留意していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> オープン時や多客の予想される繁忙時には出入口に交通整理員を配置します。 出入口②には「通学路注意！」の注意喚起看板を設置します。また、繁忙時には交通整理員を配置しますが、開業後の状況をみて、下校時間帯の整理員設置も検討します。 出入口①は、交差点からできるだけ離れた位置に計画しております。道路改良後においても、できるだけ離れた位置とし、右折の付加車線区間や減速車線部分を避けた位置に計画します。 道路管理者と協議の上、設置を検討します。 <p>[都市政策課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境の保全と創造に関する条例を遵守し、建築物等緑化計画届を提出します。 近隣の方へは、事前説明します。また、開業後においても、何か問題が発生すれば、解決に向け誠意をもって対応します。 福祉のまちづくり条例を遵守します。なお、本施設の延床面積の合計が 10,000 m²未満です。 	
--	--	--

[景観形成室]

- ・本事業計画には兵庫県の景観の形成等に関する条例及び屋外広告物条例が適用されます。
- ・各法令等に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続きを適切に行ってください。

当該地域の色彩基準は、R・YR・Y系では彩度4以下、それ以外では彩度2以下となっています。

建物外観にアクセントカラーとして一部基準を超える色彩を使用する場合には、見付面積の20分の1以下の範囲内に抑え、周辺景観との調和に努めてください。

[道路保全課]

- ・国道179号の道路区域内において、工事等を行う際には、事前に龍野土木事務所に協議し、道路法に基づいて必要な手続きを行うこと。なお、当該箇所は、平成29～30年度を目途に国道179号の改良工事を予定している。

[総合治水課]

- ・住宅、店舗その他の小規模な建物又は工作物の所有者等は、雨水の簡易な貯水槽を設置する、駐車場を透水性舗装にする等、建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備える努力をお願いします。（総合治水条例第21条）

[建築指導課]

- ・都市計画法第29条第1項に基づく開発許可について、姫路土木事務所まちづくり建築第2課と協議・調整の上、所要の手続きを行うこと。

[景観形成室]

- ・兵庫県の景観の形成等に関する条例及び屋外広告物条例の基準を遵守し、必要な手続きを行います。

[道路保全課]

- ・国道179号の道路区域内において、道路工事等を行う際には、事前に龍野土木事務所に協議し、道路法に基づいて必要な手続きを行います。

[総合治水課]

- ・駐車場の一部をグラスパーキングとする等といった対策を検討します。

[建築指導課]

- ・姫路土木事務所まちづくり建築第2課と協議の上、都市計画法第29条第1項に基づく開発許可手続きを行います。

4 条例第4条第2項の規定による知事の意見(案)

県の意見の有無	有しない。
付帯事項の有無	次の留意事項を付記する。 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 2 営業時間内に荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来店客の安全確保に努めること。 3 繁忙時は、駐車場出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な入出庫を図ること。 4 店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客者に安全運転を周知し、歩行者等の安全な通行の確保に努めること。 5 建築物や屋外広告物については、周辺環境にふさわしい外観及び形態に配慮したものとするとともに、グラスパーキングの導入等による敷地内の積極的な緑化や、緑地の適切な維持管理に努めること。また、緑地の計画については、位置や樹種に配慮した効果的な修景緑化に努めること。